

委員を募集します

応募期間
6月2日(月)～20日(金・必着)

1. 弘前市認知症初期集中支援チーム検討委員会

募集人数 2人程度
任期・会議の開催など 任期は委嘱の日から2年間で、会議は平日の日中に年2回程度の開催を予定
応募用紙記載事項 ①住所・氏名(ふりがな)・生年月日・職業・勤務先・電話番号
②「認知症の人と家族を支えるために市政に期待する

こと」をテーマにした作文(800字以内)
問 介護福祉課自立・包括支援係(市役所1階、〒036-8551、上白銀町1の1、☎40-7072、F 38-3101、E kaigo@city.hirosaki.lg.jp)



応募期間
6月1日(日)～30日(月・消印有効)

2. 弘前市立郷土文学館運営委員会

募集人数 2人程度
任期・会議の開催など 任期は委嘱の日から2年間で、会議は平日の日中に年2回程度の開催を予定
応募用紙記載事項 ①住所・氏名(ふりがな)・性別・生年月日・年齢・職業・電話番号
②「弘前市立郷土文学館の運営に関する意見、提言等

について」(応募動機を含め800字程度)
問 図書館・郷土文学館運営推進室(弘前図書館内、〒036-8356、下白銀町2の1、☎32-3794、E tosho@city.hirosaki.lg.jp)



応募期限
6月23日(月・必着)

3. ひろさき教育創生市民会議

募集人数 2人程度
任期・会議の開催など 任期は9月3日(水)から2年間で、会議は平日の日中に年2回の開催を予定
応募用紙記載事項 ①住所・氏名(ふりがな)・性別・生年月日・職業(勤務先または所属団体の名称、学生の場合は学校名と学年)・電話番号
②教育に関連する活動など、これまでの経歴
※活動経験がない場合は記入不要

③「弘前市の教育行政に対する私の提案」または「地域と学校の連携・協働による弘前の教育の充実について」をテーマとした小論文(1,000字以内)
問 生涯学習課(岩木庁舎2階、〒036-1393、賀田1丁目1の1、☎82-1641、E shougai@city.hirosaki.lg.jp)



～共通事項～

応募資格 市内在住の18歳以上の人(市議会議員、市職員(退職者を含む)および当市の他の付属機関の委員を除く)

報酬など 会議1回の出席につき、市の規定に基づく報酬と交通費相当額を支給

応募方法 持参、郵送、Eメール(応募用紙に記載事項を記入/1.はファクスも可)

選考方法など 書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。また、委員に選任された人は、委員名簿、会議録等に記載し、市ホームページ等で公表します。

注意事項 応募様式は自由ですが、参考様式は市ホームページまたは各担当課の窓口で取得できます。なお、応募用紙は返却しません。

今月の納税

問 収納課(市役所2階、☎40-7032、☎40-7033)

市・県民税 第1期

納期限
6/30 (月)
納税には便利な口座振替をぜひご利用ください。

夜間・休日納税相談

平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日に納税相談日を設けています。

夜間納税相談 6月16日(月)～20日(金)の午後5時～7時30分

休日納税相談 6月22日(日)の午前9時～午後4時

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせず、ご連絡ください。夜間・休日納税相談では、電話相談や、市税・国民健康保険料などの納付もできます。※特別な理由がなく納付や連絡がない場合は、滞納処分を執行することがあります。

市民税課からのお知らせ

市民税・県民税・森林環境税に関する証明書の発行

令和7年度(令和6年中の所得分)の市民税・県民税・森林環境税「所得・課税証明書」を6月10日(火)から発行します。(3月18日以降に申告書を提出した人は、その申告内容が証明書に反映されていない場合があります)

申請の際には、申請者本人(窓口に来た人)の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。なお、代理人(同居の親族およびパートナーを除く)が申請する場合は、委任状または同意書が必要です。

交付窓口 市民税課(市役所2階)／市民課(市役所1階)／総合行政窓口(ヒロ口3階、駅前町)／岩木・相馬

総合支所民生課／市民課城東分室(総合学習センター内、末広4丁目)／各出張所

受付時間 平日の午前8時30分～午後5時
※総合行政窓口…平日、午前8時30分～午後7時／(土)・(日)と祝の午前8時30分～午後5時

¥1通 = 300円

問 所得・課税証明書について…市民税課諸税係(☎35-1117)／給与特別徴収、年金特別徴収、減免について…市民税課市民税第一係(☎40-7024)／市民税・県民税・森林環境税、普通徴収、減免、定額減税について…市民税課市民税第二・第三係(☎40-7025・☎40-7026)

※お問い合わせの際は、通知書番号(宛名番号)を確認しますので、通知書を用意の上、ご連絡ください。

既存住宅の改修に伴う

固定資産税の減額の申告について

既存住宅を耐震やバリアフリー、省エネのために一定の要件を満たす改修をする場合、申告により固定資産税が減額されます。

耐震改修工事をした住宅

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、令和8年3月31日までに耐震改修工事(工事費50万円超)をした場合、翌年度の固定資産税が、住宅部分120㎡分までを限度に2分の1減額されます。

さらに、改修する住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物(青森県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられた道路にその敷地が接する建物のうち、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げる建築物)」に該当する場合は、2年間減額されます。

バリアフリー改修工事をした住宅

新築から10年以上経過し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅(貸家部分を除く)で、令和8年3月31日までにバリアフリー改修工事(自己負担工事費50万円超)をした場合、当該住宅に係る翌年度の固定資産税が100㎡分までを限度に3分の1減額されます。

要件 次の①～③のいずれかの人が居住している住宅
①65歳以上の人／②要介護認定または要支援認定を受けている人／③身体障害者手帳または療育手帳などの交付を受けている人

対象工事 廊下の拡幅／階段のこう配の緩和／浴室の改良／便所の改良／手すりの取り付け／床の段差の解

消／引き戸への取り替え／床表面の滑り止め

省エネ改修工事をした住宅

平成26年4月1日に存在し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅(貸家部分を除く)で、令和8年3月31日までに省エネ改修工事(自己負担工事費60万円超)をした場合、当該住宅に係る翌年度の固定資産税が120㎡分までを限度に3分の1減額されます。

対象工事 窓の改修(必須)／床の断熱改修／天井の断熱改修／壁の断熱改修(外気などと接するものの工事に限る)

◆上記工事費が50万円超60万円以下であっても、次の①～④の工事費を含めて60万円超の場合は該当します。

①太陽光発電装置の設置／②高効率空調機の設置／③高効率給湯器の設置／④太陽熱利用システムの設置

～共通事項～

○申告書添付書類についてはお問い合わせください。
○減額措置を受けるためには、改修後3カ月以内に申告が必要ですので、ご注意ください。

○申告書は市ホームページに掲載しているほか、資産税課でも配布しています。

問 資産税課家屋係(市役所2階、☎40-7029)